国立大学法人東京農工大学資金運用管理規程の一部改正

現行	改正	改正理由
本則 第５章　運用管理体制等 （資金の運用） 第17条　（略） 2　学長は、資金運用責任者を置き、理事（経営・企画担当）をもって充て、運用を行わせるものとする。 3・4　（略）	本則 第５章　運用管理体制等 （資金の運用） 第17条　（略） 2　学長は、資金運用責任者を置き、理事（総務・経営企画担当）をもって充て、運用を行わせるものとする。 3・4　（略）	

附　則（令和３年４月１日規程第15号）

この規程は、令和３年４月１日から施行する。